

■ 令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針について

令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針

1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり（※1・※2）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの。

※1 学校教育法第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

4 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

※2 学校教育法第49条

第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

2 採択の基本的な考え方

(1) 採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務づけられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと（※3）、公正かつ適正に実施するものとする。

※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 採択する教科用図書

令和4年度は、川崎市立学校において令和5年度に使用する教科用図書を採択する。また、採択対象とする教科用図書は文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りとしない（※4）。

※4 学校教育法附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

(4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

(5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

(6) 採択地区

ア 小学校及び中学校における採択地区（※5・※6・※7）は1地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸 区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ 川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行う。特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行う。

※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

※6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

※7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第16条

指定都市については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、

中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

(7) 採択時期

採択は、令和4年8月31日までにを行うものとする(※8)。また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに採択を行うものとする。

※8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

3 教科用図書の調査審議

(1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき川崎市教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

(2) 調査研究会

高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となった全ての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

(3) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

(4) 校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

(5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

イ 編集の趣旨と工夫

- 編集の趣旨は適切であるか。
- 編集上の創意工夫はなされているか。

ウ 内容

- 内容の程度は、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
- 川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
- 小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

4 教科用図書の採択手順

(1) 小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

(2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

(3) 高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

・ 教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

- i) 校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。1人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。
- ii) 調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。

- iii) 校内採択候補検討委員会は、学校長を委員長とし、校内とりまとめ担当者を中心として組織する。
- iv) 校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が1社のみの教科用図書については、その教科用図書について調査研究を行い、報告書を提出する。
- v) 調査研究会は、選定候補となった全ての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。
- vi) 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書をもとに、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、教科用図書選定審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

(4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

- ア** 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、教科用図書選定審議会に報告書を提出する。
- イ** 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用検定教科用図書又は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択するものとする。

※9 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

※10 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

※11 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする(※12)。

※12 教科書の発行に関する臨時措置法第5条

都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

<開催概要（予定）>

- ① 期 間 令和4年6月10日（金）から8月3日（水）まで
- ② 会 場 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館
【川崎区】川崎市教育文化会館
【幸 区】川崎市幸市民館
【中原区】川崎市教育会館
【高津区】川崎市総合教育センター
【宮前区】川崎市宮前市民館
【多摩区】川崎市多摩市民館
【麻生区】川崎市麻生市民館
(開催日時は、各会場によって異なる)

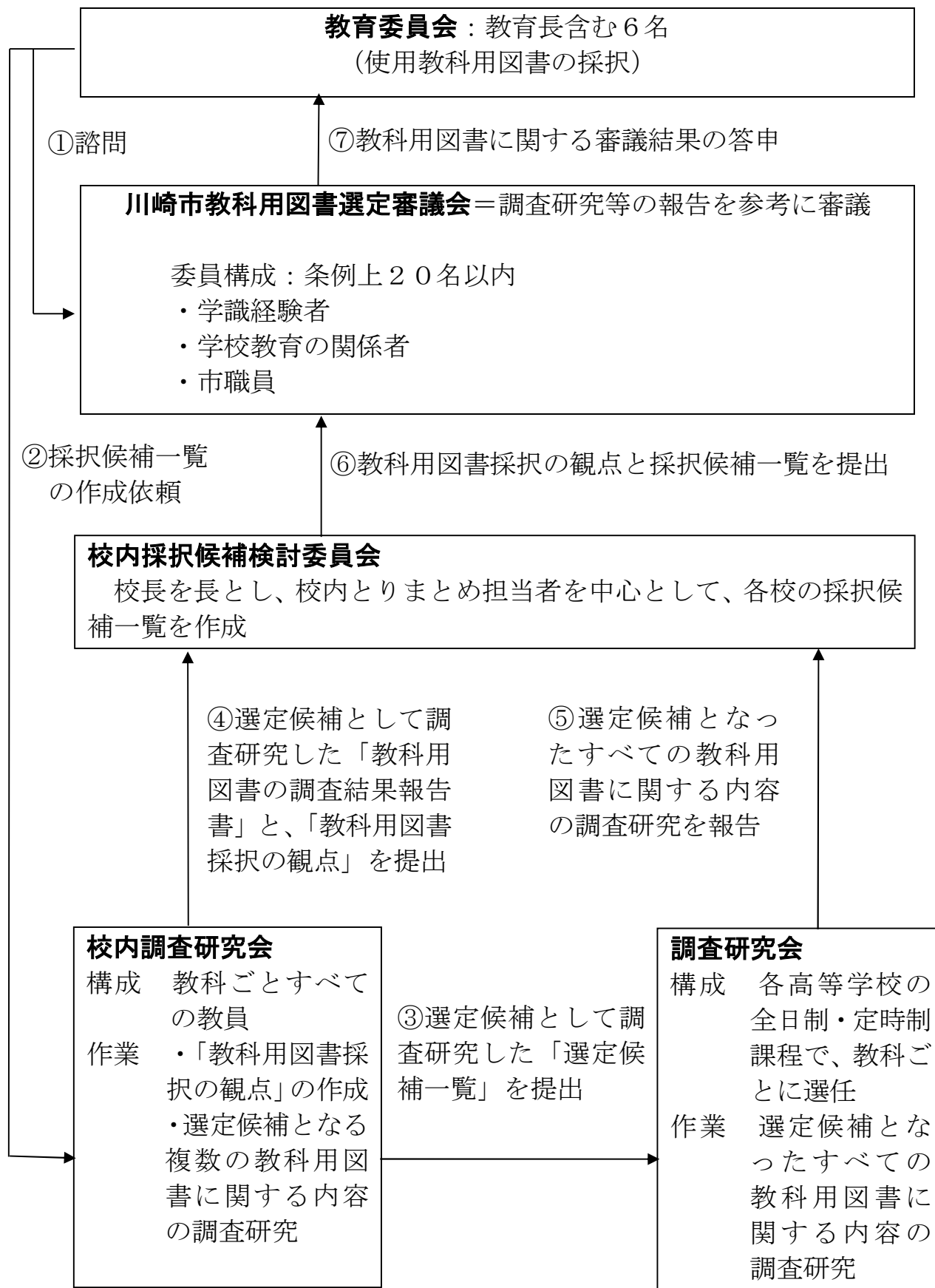
<会場・日時一覧>

- ・ **川崎市教育文化会館大師分館（プラザ大師）**（川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階）
令和4年6月10日（金）～令和4年6月29日（水）ただし、20日（月）は除く
午前9時～正午 午後1時～5時（最終日は午後4時まで）
- ・ **川崎市教育文化会館 第6・7会議室**（川崎区富士見2-1-3）
令和4年7月1日（金）～令和4年7月6日（水）
午前10時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市幸市民館市民ギャラリー**（幸区戸手本町1-11-2）
令和4年7月8日（金）～令和4年7月13日（水）
午前10時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市教育会館**（中原区下沼部1709-4）
令和4年6月10日（金）～令和4年6月29日（水）（土・日を除く）
午前9時～正午 午後1時～午後5時
- ・ **川崎市総合教育センター**（高津区溝口6-9-3）
令和4年6月10日（金）～令和4年6月29日（水）
午前9時～正午 午後1時～午後6時
- ・ **川崎市宮前市民館市民ギャラリー**（宮前区宮前平2-20-4）
令和4年7月15日（金）～令和4年7月20日（水）
午前10時～正午 午後1時～午後6時 ただし、19日（火）は除く
- ・ **川崎市多摩市民館市民ギャラリー**（多摩区登戸1775-1）
令和4年7月22日（金）～令和4年7月27日（水）

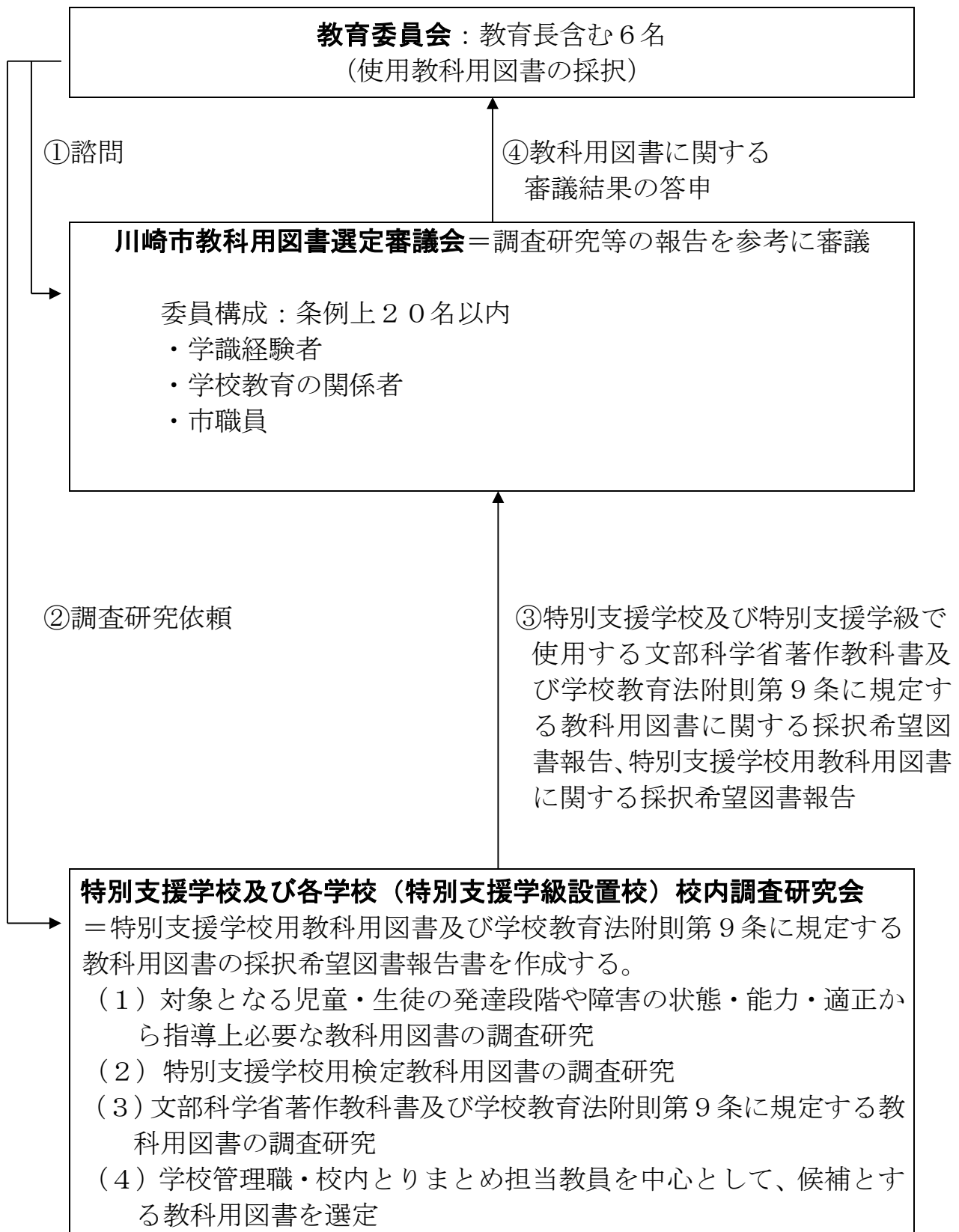
午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 6 時

- ・ **川崎市麻生市民館市民ギャラリー**（麻生区万福寺 1 - 5 - 2）
令和 4 年 7 月 29 日（金）～令和 4 年 8 月 3 日（水）
午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 6 時

高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順



令和4年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月 日	名 称	内 容
4月19日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問
4月25日	第1回 川崎市教科用図書選定審議会	委嘱状交付、趣旨説明
5月2日 5月13日	調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月10日 ～8月3日	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館 【川崎区】川崎市教育文化会館 【幸 区】川崎市幸市民館 【中原区】川崎市教育会館 【高津区】川崎市総合教育センター 【宮前区】川崎市宮前市民館 【多摩区】川崎市多摩市民館 【麻生区】川崎市麻生市民館 (開催日時は、各会場によって異なる)
7月20日	第2回 川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
8月21日	教育委員会	令和5年度使用教科用図書採択

令和4年度 教科書展示会 来場者数・アンケート枚数

令和4年8月9日現在

会 場	来場者数	アンケート枚数
総合教育センター	11	4
教育会館	36	22
大師分館(プラザ大師)	23	7
教育文化会館	9	1
幸市民館	47	17
宮前市民館	99	23
多摩市民館	88	57
麻生市民館	231	42
会場不明分(未記載)		3
合計	544	176

※アンケート提出期限は8月5日

■ 令和4年度川崎市教科用図書選定審議会意見等一覧

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●英語ではQRコードがあるので、発音やリスニングなどが生の声が聞けるので、とても良い。 ●社会科ではQRコードがなかったが、どれも資料が充実し、カラフルな写真がついておりとても良い。資料の方の考え方については、2つのものを対象とし比較する方法や、時系列によって考える方法など子どもたちの考え方についても言及して考え方の視点を示している。学んで終わりというようにつくりではなく、しっかりと振り返りを行い、また、子どもが自分で学習が進められるようなステップになっており、最後には次に繋がるような、自分で考えて自分で次何をするかというようなとても丁寧なつくりになっていて、考え方が深まってよい。 ●国語では、論理国語で、文学的な作品なども説明的な作品になるという意味で、論理国語に含まれていてもいいのではないかな。 ●文学国語の方では読ませることにとっても力を入れている。 ●同じ会社の中でも厚さや内容が違ったものがあり、生徒の進度や興味によって教科書を選べるようになっていて、ところも良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市立高校は全日制、定時制合わせて9校あるが、どの学校も生徒の実態や興味・関心に応じた教科書を適切に選んでいる。 ●ICTの活用について、どの教科書に二次元コードが記載されており、英語であれば発音の音声の流れたり、随所に工夫が見られる。ただし、中には関係省庁のホームページにリンクするだけのものもあるとのことで、二次元コードをどのように授業に生かしていくかについては、その授業方法について十分な準備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実際に手に持ってみて、教科書が重い。 ●国語の教科書で、長文に読み上げ機能のQRコードがついていると効率よく学習ができるのではないかな。 ●成人年齢18歳に引き下げられ、親権が通用しなくなることに、教科書の内容を含めながら、どの程度教員が教えられるのか。 ●高校の数学は微分、積分等の専門的な内容を学ぶが、何のためにその学習をするのかといった目標が教科書に明記されていると、子どもたちの意欲に繋がるのではないかな。
特別支援学校等	<ul style="list-style-type: none"> ●表紙についている☆の数で難易度が分かりやすくなっている。 ●内容についてはどれも文字が大きくルビが振られ、学ぶ内容が分かりやすくなっており、読んだ時の子どもたちの達成感が感じられるような使いやすい教科書になっている。 ●検定教科書から作られた拡大教科書については、元の教科書から文字を読みやすく大きくし、ボランティアの手作りで見やすく切り貼りして作られているものがあり、とても分かりやすいものになっており、子どもたちも学習しやすいものになっている。 ●検定教科書以外の附則9条の方の教科書について、実際には検定教科書と附則9条図書を手にすることができず、どちらか1冊ということになるのが少し残念だが、逆に附則9条教科書を手にした場合には、現段階では使えなくても、後々の学習の時に使えるようになるということも利点になる。 ●同じ教科書で一人一人に対応するのはとても困難で、様々な教科書から選ぶことができるということはとてもいいこと。 ●中身もとてもカラフルで、分かりやすく、教科書の絵を見たりとか、風景をみたりとか、子どもたちから言葉を引き出すようになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校にも言えるが、特別支援学校及び特別支援学級の教科書については、より児童生徒の実態に即したものが選ばれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援級の実態として、実際に採用されている教科書を使っているよりも、プリント学習が多いのではないかな。 ●拡大教科書はとても楽しそうだと思う。 ●☆本は支援学校で就労できるような子どもには合うが、☆本だと厳しい子どももいるのではないかな。 ●支援級や支援学校の子どもの実態として、ICTに興味を持つ子どもが非常に多いという中で、できればICTを使いながら学習できる形になると良い。

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
全体	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校、高校の教科書に関して非常に丁寧なつくりになっている。 ●高等学校については、学校ごとの特色、それぞれの学校のスクールポリシーに基づいて、教科書はどれがいいというのは、現場の先生方の意見が非常に大切になってくる。また、特別支援学校、特別支援学級に通われる児童生徒が数としても増えており、障害の程度や学びの進度も千差万別な中で、日々、各学校の先生方が、障害の特性などを踏まえながら、教育活動を展開していくには、現場の先生方の意見に基づいた選択は非常に重要だと思う。 ●市内の学校が一緒になって研究する調査研究会があることが本当に素晴らしいと思う。 ●川崎市が何を目指しているのかということをしっかり踏まえ、教科書選定を進めていただければと思う。 ●どういった子どもを本校では育てていきたいのか、そのためにはどの教科書がふさわしいのか、そういった視点で選んでいると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●英語は、小学校も中学校もデジタル教科書がすごく進んでいる。高校の方も教科書会社が同じような発想でQRコードを必ずつけるようになっていて、非常に音声面でも充実してきていると思う。ほかの教科も同じような形でQRコードが活用していけばよいと思うが、ほかの教科書を見たらQRコードが載っていなかったのも、より活用できるような方向で動けばよいと思う。英語に関しては、子どもたちがGIGA端末で、短時間であっても個々が自分で選択して学習できるようなものが授業の中でも作られているので、高校の学習においてもそういったものが取り入れられるとよいと思う。また、特別支援学級についても、QRコードが取り入れられれば、よりアクセスできるようになると思うが、テキストにはなかったのも、今後の課題になると思う。 ●特別支援学校、学級についても、コロナの感染拡大が始まってから急激にICT活用については推進していかなければ状況があって、高校についてはQRコードが載っていたり、教科書とICT関連の活用についてリンクされていたりするが、特別支援学校の教科書についてはまだ十分にリンクされていないところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが読んで、参考になりそうなこういう業界で例えばこんな数学の知識を使っているというような事例が載っているものもあった。子どもたちにも、数学を何のために勉強するのか見えにくい科目なので、参考にしてもらえればよいと思う。ただ、ただ全ての教科がそうではないので、いろんなバックグラウンドの先生がいて、本当に川崎市は恵まれているので、授業で事例を提示しながら進めていただければ、子どもたちも学習の目標がつかみやすいと思う。